

教育委員会会議録

令和4年7月5日（火） 午後2時00分 開会

午後3時09分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

飯田靖教育長、佐々憲一委員、塩谷育代委員、岡田豊委員、度會秀子委員
河野明日香委員

3 出席した職員

横井英行事務局長、稲垣宏恭次長兼管理部長、栗木晴久学習教育部長
加藤文彦総合教育センター所長、高橋亮太総務課長、細井徹財務施設課長
坂川智教職員課長、西田勝憲福利課長、上野賢司生涯学習課長
橋本具征高等学校教育課長、水谷政名義務教育課長、小林紀彦特別支援教育課長
久保田昌俊保健体育課長、水谷景子ICT教育推進課長、大谷健二教育企画室長
中島幸一高校改革室長、松本明博総務課担当課長、石川陽子総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項（3）公立学校教員の懲戒処分については、人事案件であるため、報告事項（6）本県における中高一貫教育制度の導入については、意思決定過程の情報であるため、非公開にて報告を受けることとした。

（1） 令和4年度教育委員会所管6月補正予算について

高橋総務課長が、令和4年度教育委員会所管6月補正予算について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

（塩谷委員）

県立学校給食費等軽減対策支援金について、支援することによって現在の給食の内容は変わるのか。

（久保田保健体育課長）

物価の高騰により食材の内容を抑えていた、あるいは代替品としていた等に対応できるようにすることが目的である。

（2） 令和4年6月定例県議会の概要について

高橋総務課長が、令和4年6月定例県議会の概要について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (3) 公立学校教員の懲戒処分について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (4) 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書（扶桑町議会議長提出）について
坂川教職員課長が、「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書（扶桑町議会議長提出）について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (5) 令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜における群及びグループ分けについて
橋本高等学校教育課長が、令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜における群及びグループ分けについて報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (6) 本県における中高一貫教育制度の導入について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

6 請願

請願第8号 子どもたちのマスク着用に関する請願書

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

長時間のマスク着用による子供たちの発達への影響、熱中症の危険性について、先ほどの報告事項、「令和4年6月定例県議会の概要について」中、「新型コロナウイルス感染症に関わる子どもたちの環境」という質問に対する教育長答弁要旨に、「県教育委員会から市町村教育委員会に周知した」とある。また、「6月1日付けで発出された」ともあるが、その後の周知はあったか。

(久保田保健体育課長)

6月1日は、知事が熱中症に関する子供たちへのメッセージを発出したタイミングである。5月25日にマスク着用について周知していたが、このメッセージの発出に合わせて、念を押す形で、体育の授業時・運動部活動時は、マスク着用は必要ない旨周知している。その後、6月10日にも体育の授業時・運動部活動時・登下校時をマスク着用が不要であると改めて通知をしたところである。

(塩谷委員)

請願内容について、同意見である。ただ、マスク着用が日常化し、着用が当たり前の世の中になってしまい、外すことが難しくなっている。スポーツの世界でも、マスクを外して試合を行っているが、政府レベルで強く発信

してもらわないと難しい問題だと思う。県や学校レベルの問題であるものかという疑問は持っている。

(度會委員)

学校で陽性者が出た場合、濃厚接触者であるかどうかの判断は、どのように行われているのか。

(久保田保健体育課長)

現在、本県における濃厚接触者の特定は、小学校と特別支援学校については保健所が行っている。中学校と高等学校については、保健所による特定は行われておらず、学校において「濃厚な接触をした可能性がある者」であることを判断しているが、その際には、国の通知に沿って、単にマスク着用の有無のみで判断するのではなく、「感染者と、マスクなしで、会話を伴う飲食をした者」や「感染者と、マスクなしで、近距離で組み合ったり接触したり歌ったりする活動をした者」であるかどうかを重視するよう通知している。中学校及び高等学校においては、国及び県教育委員会からの通知に基づいて、「濃厚な接触をした可能性がある者」を適切に判断している。

(岡田委員)

マスク着用の効果については、科学的根拠が諸説あるため、この場で議論することは避けたいが、一般的にマスク着用が飛まつ感染防止に有効であるということが常識として浸透している。その意味では、基本的な新型コロナウイルス感染の対策と言えるのではないかと思う。ただ、以前に比べ、新型コロナウイルス感染に対する対応の変化が見られてきていると感じている。また、昨今の猛暑で熱中症対策が急がれるため、マスク着用への柔軟な対応が求められる。厚生労働省では、屋外においては、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と身体的距離が確保できなくても会話を行わない場合、屋内においては、他者と身体的距離が確保でき会話をほとんど行わない場合はマスク着用の必要はないとしている。現状、厚生労働省の基準に基づいて進めていくことが大切なのではないかと思うが、個々にマスクによる弊害を持っている人もいるため、健康面や差別、圧力に十分に配慮する必要があることは言うまでもない。

(河野委員)

マスク着用について、子供たちで判断することは難しい。学校や保護者の指導・サポートが重要になるが、判断に合わせて様々な情報の周知も必要になってくる。県からも通知文が出されているということであるが、一般的に目に触れやすい環境、例えばウェブページ等で周知されているのか。周知されているとしたら、いつ頃からどのような形で行われているのか。

(久保田保健体育課長)

県教育委員会では、児童生徒本人や保護者に、熱中症等の防止のためマスク着用をどのように判断すべきかを理解してもらうために、これまで国から出た通知や県から学校等に周知した通知の要点をまとめた保護者あての文書を、先週末に学校を通じて配付している。県教育委員会のウェブ

ページにも掲載しており、県民の皆様にも周知しているところである。

(飯田教育長)

委員から質問等が出たが、熱中症等の危険もある中、子供たちが健康でいなくてはならないということをしかりと伝えるため、様々な手法を用いて周知や指導に尽力しているところである。国レベルで発信していかなければいけないと委員の発言にもあったが、県としてはできることをやっていく。

今回不採択であるが、県においてしっかり実行されていると委員が認めてくれたと理解している。その意思を踏まえてマスク関係について取り組んでいきたいと考えている。

請願第9号 工科高校における事故で重傷、死亡についての原因調査について、
航空機事故同様の事故原因検証を求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(佐々委員)

今回の事故の調査は、どのように行われているのか。これからであれば、どのように行われていくのか。

(久保田保健体育課長)

今回の事故については、学校管理下の事故であることから、文部科学省の「学校事故対応に関する指針」に沿って、事故の再発防止に向けた調査を実施している。この指針では、まず、学校が事故に関する情報を速やかに整理する基本調査を行い、その結果を遺族に説明することとなっている。

基本調査終了後、より詳細な調査に基づく再発防止策を検討する必要があるため、医師・弁護士・学識経験者等の外部の専門家からなる委員会を設置し、詳細調査を実施することとしている。

(佐々委員)

詳細調査の委員会は公開で行うのか、また、調査結果は公表するのか。

(久保田保健体育課長)

詳細調査の委員会では、対象生徒の個人情報扱われるため、保護者の意向を踏まえて公開、非公開の判断をする必要がある。また、調査結果についても同様に、個人情報が含まれるため、保護者の意向を踏まえて公表する内容や範囲等を決めていきたいと考えている。

(佐々委員)

事故が起こってから、ある程度時間が経過しているように感じるが、検証までの時間がかかり過ぎていないか。

(久保田保健体育課長)

基本調査は5月末に終わっており、その後、詳細調査に向けた準備を進めているところである。委員会の構成等を決めなければならないため、時間をもらっているが、速やかに調査に移れるよう委員会の設立を進めていく。

(度會委員)

詳細調査の見通しはどれくらいか。

(久保田保健体育課長)

なるべく早い立ち上げを目指している。詳細調査の目的は事故の再発防止であるため、遅くとも年度末までには調査結果がまとまるよう努めてまいりたい。

(岡田委員)

学校現場の教育活動中に起きた事故であり、大変痛ましい。二度と同じような事故が起こらないようにするためにも専門家による検証は欠かすことはできない。くぎ抜きを使って金具のはめ込みをすることが通常行われているとのことであるが、素人目にも違和感がある。ベテランの大工であればいざ知らず、高校生に行わせることが適切であったか、十分な検証が必要である。検証委員会を立ち上げ、検証・分析・説明がされるということであるので、二度とこのような事故が起きないようにしてもらいたい。

(佐々委員)

請願事項2「公開の場で実証、立証すること」について、保護者の意向も踏まえないといけないということで、賛同できないと考えた。このような事故を二度と起こしてはいけないという意味では、請願者と同じ気持ちである。検証について、時間が経過すればするほど周りの人の記憶が薄らいでしまうため、一日も早い検証、再発防止に向けて進めてもらいたい。

請願第10号 市町村立学校の県費負担事務職員の時間外勤務手当を適切に支給することについての請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者多数」により本請願は採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(佐々委員)

一般企業に置き換えてみて、このようなことが起きることに疑問を感じる。今回このようなことが起こった経緯を知りたい。

(細井財務施設課長)

資料1の事案については、学校現場において時間外勤務手当の予算が足りないため、学校が教育事務所に追加の予算要求をしたところ、教育事務所に失念したものである。学校においては、予算の範囲内で時間外勤務手当の請求を行うという慣習となっており、教育事務所から予算の追加内示がなかったため、請求・支給がされなかった。資料2の事案については、教育事務所と市教育委員会に状況を確認しているところである。

(佐々委員)

予算不足で、手当が支払われないことに違和感がある。企業では、その月の時間外労働の賃金は、その月で締めてすぐ支払うということが常識である。予算の範囲内でしか支払われないという仕組みに問題があるように感じるが、今後見直すような議論は行うのか。

(細井財務施設課長)

現在行っている学校現場への予算内示の手法としては、4月当初に年間8割相当分を、1月頃に残り2割相当分を内示し、最後に過不足調整を行っている。今後、なるべく早く改善できるところは改善し、同様のことが

二度とないよう努めてまいりたい。

(佐々委員)

予算があるうちはすぐ支払えるが、ない場合は少し待たないといけないという仕組みということか。

(細井財務施設課長)

予算全体は本庁で持っているが、学校は内示された予算内でしか請求できないため、学校からの追加の予算要求に対し、早めに予算の追加内示をしないと再発防止はできない。予算総額が不足する場合は増やす手立てを行い、学校現場になるべく早く予算内示を行うよう改善できるところから行っていきたい。

(佐々委員)

働いている人の賃金は最優先であると思う。企業においては、賃金の未払は会社の終わりを暗示するというくらいの認識である。仕組み上の問題であると思うので、一日も早く改善すべきであると感じる。

(度會委員)

予算ありきの仕事では、正しい事務処理ができないのではないかと、職員が葛藤する。仕組みをもう一度考え、職員が学校のために働ける環境を作っていけるようにしてもらいたい。

(飯田教育長)

この問題については、あつてはならないことであるため、きちんと支払い、学校現場に迷惑をおかけしたことについては県教育委員会としてもおわびしなくてはならない。学校現場には仕事がいろいろある中、一生懸命働いていただいている方々だと思つたため、サービス残業などということがないようにきちんと対応していきたい。

7 議案

飯田教育長が各委員に諮り、第20号議案 令和4年度愛知県教育表彰被表彰者については、人事案件のため、非公開において審議することとした。

第20号議案 令和4年度愛知県教育表彰被表彰者について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 協議題

飯田教育長が各委員に諮り、協議題(1) 令和4年度愛知県表彰条例による表彰候補者の選考について及び協議題(2) 令和5年春の叙勲候補者選考については、人事案件のため、非公開において協議することとした。

(1) 令和4年度愛知県表彰条例による表彰候補者の選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

- (2) 令和5年春の叙勲候補者選考について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他
なし

10 特記事項

- (1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として度會委員を指名した。
- (2) 岩下孝子氏から、子どもたちのマスク着用に関する請願書について、宮崎邦彦氏から、工科高校における事故で重傷、死亡についての原因調査について、航空機事故同様の事故原因検証を求める請願について、井上輝彦氏から、市町村立学校の県費負担事務職員の時間外勤務手当を適切に支給することについての請願について口頭陳述したい旨の申出があり、飯田教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 15名